

# 日蓮教学における「不孝」の罪について

原 慎 定

## 一 はじめに

日蓮が宗教的罪の恐しさを門下檀越にアピールするとき、しばしば「逆罪」という語が用いられる。「逆罪」には、仏教語と時代語との二重の意味が見出され、なかでも時代性に立脚した罪の観念は、きわめて特徴的なものである。つまり日蓮は、「法華経・積尊」を宗教的絶対規範として位置づけるとき、それへの背きの罪（謗法罪）の実在性と、その罪に対する恐れをリアルに伝達するために、「逆罪」という用語の特性を縦横に駆使していったことが検証できるのである。

そこで今回は、同様の視座から「逆罪」の類義語である「不孝」という用語について考察を試みたい。なぜなら日蓮が用いた「不孝」とは、単なる世俗倫理の次元にとどまるものではなく、むしろ積尊への「不孝」という宗教的罪の問題性を明確に提示していると考えられるからである。

## 二 日蓮遺文にみる「不孝」の用法

日蓮遺文には「不孝」という用語が各所にみられ、真蹟現存・曾存の遺文に限定しても四十箇所を数える。その用例は多種多様であるが、およそ次のように類型化できる。

- A とりあえず世俗倫理的な罪悪を意味するもの
- B 倫理的罪と宗教的罪との接点に位置するもの
- C ただちに宗教的罪を指し示すもの

このうち特に検討を要するのは、Bの用法である。すなわちBには、Aの日常性に即しつつ、Cの宗教的世界を語っていく場合の日蓮独自の論法がみられる。したがってそこに介在している論理性、すなわち「不孝」という語の意味と機能を具体的に検証することが、日蓮における宗教的罪の特質を明確化する上で重要な手掛りになると思われるのである。

## 三 鎌倉時代における「不孝」の意味

「不孝」という語は、現代では単に「親不孝」の意で用いられるが、当時の社会において如何なる意味をもっていたのであろうか。上横手雅敬氏<sup>32</sup>によれば、鎌倉初中期における武士の家族倫理の特徴は、父と子の関係において親権の絶対性が公認されていた点にあるという。かかる親権の絶対性は法的に規定され、『御成敗式目』には、所領譲与の際、親は前判の譲状を任意に解消し他の子に譲り直すことのできる悔、還<sup>33</sup>権と、子が親に反抗した時、親は義絶を言い渡す権利が保障されていた。しかも義絶を受けた子孫は家督・財産の相続権を失い、社会的・経済的生活の破綻を余儀なくされたのである。

そこで当時の社会において「不孝」という語が具体的にはどのように用いられていたかを検証する方法論として、日蓮と同年代の『鎌倉遺文』所収の史料から「不孝」の用例を探ってみると、その用法の特色は次のように分析できる。

① 親の意志や愛情のはたらきかけに応じないことをさす通途の用法

② 律の「八虐」の一つで法的な罪名としての用法

③ 「義絶」と同義に用いられる時代語としての特殊な用法

④ 社会的人格を認められない者に対する呼称（不孝者）

まず①の用法はきわめて一般的で、現代の我々にも共感できるものである。

②の用法は律令制社会の基本であった『律』において、名例律の「八虐」の一つに「不孝」の規定があったことに由来する。これと関連して鎌倉幕府の「追加法」一四三条には、親に敵対して相論を起すことは、それ自体が「告言の罪」「教令違反の罪科」となる旨の規定がみられ、笠松宏至氏<sup>34</sup>によれば、これらの罪名も律令法を受けた表現であると指摘される。このように親への敵対行為を法的に糾す場合、鎌倉時代のこの時期にあっても律令法が尊重されていたのである。

③の用法はこの時代に特有なもので、その典型は、親が子を「不孝する」という表現に見出され、この場合の「不孝」とは「義絶」の意で捉えなければ理解できないのである。

そして④の用法は、②と③が集約されたもので、主として所領の譲状や寄進状の末文において、後世の子孫に対し本状の主旨に背くことを戒めるために「不孝の人」「不孝者」などの表現が常套的にみられるものである。当時の社会においては、親の遺志が子孫の行為に対して拘束力をもち、かかる状況の中で「不孝者」と判定されることは、とりもなおさず社会的人格の喪失を意味したと推測されるのである。

そこで次に、こうした当時の社会性に根ざした「不孝」という言葉の重みを踏まえながら、日蓮遺文にみられる「不孝」の特質を説明する作業に移らなければならない。

#### 四 『法門可被申様之事』の検討

ここでは、当時の「不孝」の語に託された意味内容を媒介としながら、独自の宗教的世界が表現された典型的遺文である『法門可被申様之事』に着目して少しく検討したい。

本書は冒頭において、積尊の主師親三徳のうち「親」徳に注目することによって積尊の慈愛の御心を強調し、以下、浄土念仏がいかに積尊の親徳に背いているか、という視点を明らかにし、その中で「不孝」の語が効果的に用いられているのである。一連の文脈の中で、まず日蓮は、当時の社会における親の譲状の先判・悔い還し・後判の慣習を積尊一代の化意にあてはめ、四十余年の諸経と法華経との関係を論理化する。すなわちこのとき「不孝」という用語は親の譲状に従わないという世間的な意味と、積尊一代の化意を弁えないという宗教的な意味とを重ね合わせる上で、一つの重要なキーワードとなっており、「不孝」に対する社会的レベルでの恐れの実感性を媒介としながら、積尊への「不孝」の罪が存在するところが主張されるのである。

ついで日蓮は、法華経には積尊の慈愛にみちた教えを素直に信受することが要請されながらも、そうした積尊の親心に気づかない「不孝の人」の存在を、法華経自身が予測していると解釈する。そして「世間の孝不孝」に対して「内典の孝

日蓮教学における「不孝」の罪について(原)

不孝」がいかに認識しがたい問題であるかを論じ、さらにそのことは、すでに積尊が涅槃経に予言されたこととして受けとめられる。つまり日蓮は、末代には五逆と謗法の者が充満するという経文を現実社会にあてて検証するとき、「五逆罪」の対象が実際には存在しないので、その部分を「不孝」に振りかえて解釈し、結論的には日本国全体が「不孝謗法」という宗教的罪の状態に陥っていると主張するのである。

#### 五 むすび

以上考察したように、日蓮の当時において「不孝」とはきわめて特徴的な意味をもった時代語であり、社会的に恐るべき罪として認識されていたことが理解される。つまり、日蓮はそうした「不孝」の語に託されたイメージを巧みに用いることによって、宗教的絶対規範たる「法華経・積尊」への違背行為である「謗法」という罪の問題性を、門下檀越に対して、より実感的に伝えようとしていたと推察できるのである。

- 1 拙稿「日蓮聖人における『逆罪』の特質―鎌倉時代の社会構造の中で―」(『日蓮教学研究所紀要』第一四号所収)
  - 2 日本史研究会編『講座日本文化史』第三卷一三一―六頁。
  - 3 日本思想大系21『中世政治社会思想上』四四〇頁。
- 〈キーワード〉 不孝、謗法、罪

(立正大学大学院)